京都市告示第208号

京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である一般財団法人京都市都市整備公社から,有料 供用時間について次のとおり申請があったため,京都市観光駐車場条例第3条ただし書の 規定に基づき,これを承認します。

平成24年8月13日

京都市長 門川 大作

駐車場名	期	間	変更有料	現行有料
			供用時間	供用時間
	平成24年8月14日			
	から		午前8時から	
京都市嵐山	平成24年8	月15日	午後8時まで	午前8時から
観光駐車場	まで			午後5時まで
	平成24年8月16日	午前8時から		
	十成24牛0月10日		午後7時まで	

(建設局土木管理部自転車政策課)